

# ○飯塚市国際交流推進員設置要綱

令和元年9月18日

飯塚市告示第147号

## (設置)

第1条 この告示は、市内企業の海外への販路拡大事業及び企業進出等の海外経済交流の推進並びに多文化共生事業の推進を支援するため、飯塚市国際交流推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

## (職務)

第2条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 海外への販路拡大事業の支援に関すること。
- (2) 海外への企業進出の支援に関すること。
- (3) 多文化共生事業の支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、国際交流の支援に必要な事項

## (推進員の身分)

第3条 推進員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職の職員とする。

## (委嘱期間)

第4条 推進員は市長が委嘱する。

2 推進員の委嘱期間は、1年を超えない範囲において、市長が定める。ただし、年度途中で委嘱した推進員の委嘱期間は、当該年度の末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、推進員の活動実績等を考慮し、継続して委嘱する必要があると市長が認めたときは、その委嘱を更新(再度委嘱する場合を含む。)することができる。

## (報酬等)

第5条 推進員の報酬の額は、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第40号)に定めるところによる。

2 推進員が第2条に規定する職務のために旅行する場合には、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)に定めるところにより旅費を支給する。

## (報告)

第6条 市長は、必要があるときは、推進員から活動の報告を求めることができる。

## (庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、経済部国際政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。